

つくば市監査公表第7号

令和5年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年11月6日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 沖田浩

つくば市監査委員 小久保貴史

## 令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 小久保貴史

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査の実施期間

令和5年（2023年）4月26日から令和5年（2023年）10月30日まで

### 第4 監査の対象

所管課 経済部観光推進課

補助団体 一般社団法人つくば観光コンベンション協会

### 第5 監査対象の事項及び範囲

令和4年度につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

### 第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び補助団体の職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

#### 1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

## 2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

## 第7 補助金の概要

### 1 補助金の名称

令和4年度一般社団法人つくば観光コンベンション協会事業費補助金

### 2 補助金の交付目的

一般社団法人つくば観光コンベンション協会の事業を支援するとともに協会の行う市内の観光産業の振興に資する事業を促進し、もって地域経済の活性化に資することを目的としている。

### 3 補助対象経費

- (1) 人件費（事業運営に係る給与手当、法定福利費に限るものとし、4分の3に相当する額とする。）
- (2) 賃金（人件費に計上されるものを除く。）
- (3) 報償費
- (4) 旅費
- (5) 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び燃料費に限る。）
- (6) 役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料に限る。）
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 委託料
- (9) 原材料費

(10)負担金

4 補助金額

45,621,000 円

第8 監査の結果

監査の結果、以下の注意事項及び検討事項を除いては、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、口頭で指導した事項については、速やかに対応されたい。

【注意事項】

(所管課)

一般社団法人つくば観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が提出した補助金実績報告書に添付の決算書は、予算額の記載がなく、予算額と決算額を比較できるものではなかった。予算が適正に執行されたかなどを精査するためにも、決算書における予算額の記載は必要である。

今後は、市に提出する決算書においては、予算額と決算額が比較できるものを提出するよう協会に指導されたい。

(補助団体)

1 予算の執行において、流用又は補正することなく、当初予算にない科目での支出や予算額を大幅に超える支出が散見された。

今後は、予算計上時における積算の精査はもとより、常に予算を念頭において、必要に応じて一般社団法人つくば観光コンベンション協会会計規程に基づく流用又は補正を行うなど、適正に経理事務を執行されたい。

2 一般社団法人つくば観光コンベンション協会定款に規定のない役職が一般社

団法人つくば観光コンベンション協会庶務規程で規定されているなど、各規程等において不整合が散見された。

今後は早急に各規程等を点検し、適正に改正されたい。

- 3 協会の職員の旅費は、一般社団法人つくば観光コンベンション協会事務局職員の給与及び旅費規程第 10 条により市に準じているが、旅費が誤って支給されていた。また、補助金の事務手続においては、令和 4 年度一般社団法人つくば観光コンベンション協会事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）に規定する変更申請がなされていなかった。

これらの事案は、協会の職員の認識不足や、所管課と協会の連絡・調整が不十分であったことが主な要因である。

今後は、所管課と協会とで定期的な会合を行うなど連携を密にして、適正な事務執行を図られたい。なお、誤って支給された旅費の対応については、所管課と協議されたい。

- 4 つくば観光大使への報償費の支給時に源泉徴収が行われていなかった。源泉徴収に係る解説書等を参考にしていたが、源泉徴収の必要性について早急に所轄の税務署に確認し、適正に対応されたい。

#### 【検討事項】

##### （所管課）

協会への補助金交付額は、交付要項により予算の範囲内となっている。当該予算は、前年度の実績を基に計上しているが、事業の縮小や新規イベントなどにより事業費が変動するにもかかわらず、令和 2 年度から令和 5 年度にかけての補助金交付額は、当該予算額（上限額）と同額で一定であった。

今後は、補助金交付額について、実績を精査した上で、その都度必要な経費

とするよう検討されたい。

(補助団体)

- 1 補助対象経費となる消耗品費や負担金において、他の科目に計上すべき経費が含まれていた。結果的に補助金交付額に影響を及ぼすものではなかったが、今後は、それぞれの目的や用途に鑑みて、適正な科目割振りを検討されたい。
  
- 2 つくば観光大使への任期満了時の副賞や、市外への出張時に自家用車を使用した際の車賃は、その根拠となるつくば観光大使要項に規定がないため、改正を検討されたい。